

文教福祉委員会

平成28年12月14日
午前9時01分～午後0時05分
議会第2会議室

【出席委員】重松 徹委員長、松永憲明副委員長、永渕史孝委員、村岡 卓委員、
高柳茂樹委員、山口弘展委員、白倉和子委員、江頭弘美委員、
福井章司委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・教育委員会 東島教育長、江副副教育長兼社会教育部長、藤田こども教育部長
- ・保健福祉部 田中保健福祉部長
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○重松委員長

これより文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、まず本委員会の審査日程をお諮りいたします。

お手元に配付しております審査日程案のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議がないようでございますので、この審査日程どおり審査を行います。

なお、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申し出てください。

それでは、日程に基づき付託議案の審査を行いますので、まず、こども教育部以外の職員の方は退席していただいて結構でございます。

◎関係職員以外退席

○重松委員長

それでは、こども教育部の議案審査に入りたいと思います。

まず、第104号議案を審査いたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第104号議案 佐賀市立母子生活支援施設条例を廃止する条例 説明

○重松委員長

ただいま第104号議案 佐賀市立母子生活支援施設条例を廃止する条例の説明がござい

ましたけども、この案件につきまして、委員の皆さんから何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思いますけども。

○白倉委員

民設民営でというような説明を受けているんですが、改築を機にということですが、改めて社協かその相手先、それと、市が土地の貸し付けを今後行っていくわけですが、そのあたりの条件とか話し合いとか、貸し付けに関してどのようになっているかをちょっとまずお聞かせいただけますでしょうか。

○久我こども家庭課長

まず、相手先でございますが、ことし3月に選定委員会を開催いたしまして、そこで聖母の騎士会様のほうに内定をしたところでございます。

土地の貸し付けにつきましては、無償で貸し付けをするということで予定をしております。以上でございます。

○白倉委員

無償貸し付けというのは、一応年度といいますか、そういうある程度の区切りというのはあるんですか、それとも聖母の騎士会が運営されている限りは、もうずっと永劫に続くというふうな解釈でいいんですか。

○久我こども家庭課長

貸し付けにつきましては、5年程度をめどといたしまして、期間を区切って更新をしていくという形で契約をする予定でおります。

ただ、聖母の騎士会様が運営をされている期間においては、契約を続けていく予定ではございます。

○村岡委員

今回、条例自体を廃止する条例ということなんですけども、廃止になって、この高木園との関係性から見て、何かそれにかわるような——条例がなくなって、高木園との関係性というのが明確になるような法令ですとか、別の何かこれにかわるような条例に該当するということはあるんですか。

○久我こども家庭課長

法人のほうに施設を譲渡して運営をしてもらうわけですが、そこに当たりまして、まず協定を結ぶ予定にしております。

その協定の中で運営等に関しまして、佐賀市の指導を受けるとか、佐賀市が関与できるということを担保するような条文を入れる予定でおります。

入所者に関しましても、支援につきましては、佐賀市が措置をして、措置元として、入所者の意見を聞いたりするような機会を設けるように予定をしておりますので、その意見を踏まえながら、運営されている法人のほうにも助言したり指導したり、そういったことができるような立場は確保するというところでおります。

また、運営状況に関しましては、監督庁が県のほうになりますので、県の監査等の結果を踏まえながら、そして、法人として受ける第三者評価がございますので、その結果等も踏まえながら、その内容も見て、必要であれば、運営のほうにもかかわるといふか、改善を求めたりということができるようなことはその協定の中で担保するという流れで考えております。

○村岡委員

じゃあ、そういう協定を結ばれて、内容をちゃんとしっかり残していかれるということですけども、その運営が引き継がれるまで、どのような流れといふか、スケジュールは——そういう話し合いをいつ設けて、いつまでに協定をそろえとるか、そういうスケジュールが決まっていれば教えていただきたいと思います。

○久我こども家庭課長

運営の引き継ぎに関しましては、ことし3月に内定いたしましてから、4月に入りまして、法人と現在の指定管理者である佐賀市社会福祉協議会と佐賀市とが入って、3者で引き継ぎに関する協議をずっと行っているところでございます。

その職員等の引き継ぎにつきましても、聖母の騎士会のほうで検討いただいているということですので、スムーズな引き継ぎができるような体制を整える予定でございます。

その協定等を結ぶスケジュールでございますけれども、3月末までには協定を結べるようにということで、準備をしているところでございます。

○こども家庭課職員

こども家庭課からですが、協定については、一応、先方との協議も済み、市役所内での決裁も終わっておりますので、12月中に結びまして、その中に、今後の引き継ぎをやっていくというふうな条文を入れておりますので、それにのっかってやっていく予定です。

○村岡委員

そういった協定の内容といふのは、議会のほうに提示されるような御予定はありますか。

○藤田こども教育部長

協定の締結内容につきましては、締結後、改めて概要を含めたところで御説明をさせていただきますと思っております。

○重松委員長

よろしいですか。

(「はい、いいです」と呼ぶ者あり)

○白倉委員

議案質疑も出ていましたし、私もそう思うんですが、今後、佐賀市のかかわり——というのが、入所の方が声を大にして言いにくいというふうな環境は絶対つくったらいけないので、民設民営となれば、民間経営ですから——法人といえどもですね。佐賀市とのかかわりが、どこまでどうできるのかというのが一番心配なんですよね。入所者にとって不

利益にならないかということ。

ですから、私は委員会で審議するに当たって協定書を資料請求したいんですが、できますでしょうか。どういう協定書を交わしておられるかというのを見たい立場にあるんですね。

○重松委員長

資料請求がございましたけども、協定書ですね、それは提出できますか。

○白倉委員

もう結んでいるわけでしょう。結んでいるというか、交わしているわけでしょう。

○藤田こども教育部長

内容につきましては、決裁のほうで今方針決定をしておりますので、交わすのは今からでございます。一応、今の予定でいきますと、12月中に締結させていただくという形になっています。

一応その内容につきましては、資料のほうは御提示できると思います。

○白倉委員

ぜひ提示をお願いしたいと。私たちが、議案を審査する上で、その協定書は見ておきたいなというのがありますのでお願いします。

それと、そもそも論になるんですが、今まで、身近な自治体が運営するのが本当は一番好ましい——このごろは民設民営というのもあっていますが、やはり一番好ましいとは思っているんですね。

ですから、そもそもなぜ民設民営に至ったのか。指定管理じゃだめだったのか、そこをちょっと説明いただけますか。

○久我こども家庭課長

民設民営にした理由ですけれども、まず、専門的な職員の配置が、民設民営のほうがしやすいという状況が確認できました。

と申しますのが、施設の運営は措置費で行われるわけですけれども、措置費の算定におきまして、その専門的な職員を配置することによって加算を受けられたりするということがございます。

それと、民間の施設におきましては、民間施設の給与等の改善費ということで、また別の加算がつかますので、それをもとに、また、より一層職員体制を充実させることができるということがわかりました。

それと、指定管理におきましては、どうしても指定管理の期間がございまして、契約が5年なり3年なりということで期間が区切られておりますので、そういった専門的な職員を計画雇用しても、万一契約がとれなかった場合には、その雇用が中断されるといいますか、不安定な雇用になるということもありまして、なかなかそういった専門的な職員を配置しづらいという状況があるように思いました。

そこで、民間施設であれば、そういった法人の裁量で必要な人材を必要なときに採用できると、その法人が持っているほかの施設で雇用されている職員を必要なときに母子生活支援施設のほうに配置して、支援をしてというような運用もできるかと思ひまして、入所者の支援に関しましては、民間施設のほうがより充実できるのではないかというふうに考えました。

それと、給与等改善費のほうが、平均の勤続年数に応じまして加算額がふえていくという仕組みになっておりますので、長く雇用していればしているほど措置費がふえていくという仕組みになっておりますので、法人としても、そういったところで優秀な人材を長く雇用できるという仕組みがあることがわかりましたので、そういった面も含めまして、民間がいいのではないかというふうに考えたところです。

佐賀市の負担といたしましても、民間で建てかえを行いました場合には、その建設費の一部を法人が負担するとか、長期的な修繕とかにかかります費用、職員の人件費等を考えまして、長期的に見ますと佐賀市の負担が減るということもございましたので、そういった面を総合的に見まして、民設民営のほうが適当というふうに判断いたしまして、今回の廃止に至ったという状況でございます。

○白倉委員

これを最後の質問にします。

民間となれば、もう絶対外してはならない施設で、佐賀市にも責務というのがありますので、運営状態、経営状態、これはもう気にして当然なんですが、改めて聖母の騎士会の現在の実績、それを教えていただけますか。

○こども家庭課職員

聖母の騎士会ですが、今、佐賀市大和町のほうで幼稚園と、高齢者の施設を運営されております。そのほかに、唐津のほうで児童養護施設、それから、大分県のほうで障がい者の施設を運営されております。そういったところで、児童養護施設の運営実績がある、それから幼稚園、そういった実績がある。障がい者、そういった複数の運営実績があるというところで、今回の事業をやる上でも大丈夫というふうな判断をしたところです。

○江頭委員

当然交わされると思うんですけど、今の協定の話なんですけど、これは運営指導的な部分が主だと思うんですけど、例えば、きのうも議案質疑で出たんですが、リスクという面で考えると、例えば立ち行かなくなったりとか、移転ということもあると思うんですね。

そういった場合の土地の無償貸し付けというのは、要は、当然返還という形でそういう契約を結ばれるんでしょうけど、そういった部分の、例えば、移転とか立ち行かなくなった場合の処置というのはちゃんと交わされているのか。

当然、県病院跡地もそうでしたよね。半永久的かと思ったらそうではない部分もやっぱり出てくるわけですね。そしたら、やっぱり更地にして返還ということが明記されてい

て、今回、県病院跡地だって、そういう効果になるんですけど、その辺までちゃんとされているかどうかの確認なんですけど、いかがでしょうか。

○こども家庭課職員

土地に関しては、先ほど課長が説明しました、一応5年区切りで貸し付けの契約を更新していくというところなんですけど、その返還の際に、土地を更地にしてといったところまでは、現時点では何らかの文書には含んでおられません。

今後、土地に関しては、その土地の貸し付けの契約書をもちろん結ぶこととなりますので、その文言を考える際にそういった点も検討していきます。

○山口委員

この104号議案を審査、採決するに当たって、先ほど委員のほうからありました、協定書がないと採決まで持っていけないというようなニュアンスのことを言われましたけれども、本当に今出せるのでしょうか。

○こども家庭課職員

まだ締結前ですので、案という形にはなりますが、今から準備をして持ってきてたいと思います。

(「わかりました」と呼ぶ者あり)

○重松委員長

一応、締結が12月中ということで、案という形で提出をお願いいたします。

そしたら、ほかにないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

以上で第104号議案の審査を終わります。

次に、第111号議案を審査いたします。執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第111号議案 松梅児童館の指定管理者の指定について 説明

○重松委員長

ただいま第111号議案 松梅児童館の指定管理者の指定についての説明がございましたけれども、この議案について委員の皆さんから何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思っておりますけれども。

○永淵委員

こういう審査のときに総合点数を見ていると360ということで、かつ、昭和41年からですかね、やっていたらというところで社会福祉協議会にということなんですけど、反対に足りなかった40点というのは、一体どういうところに問題があつての40点だったかというか、そういう部分をちょっと教えていただければと思うんですけども。

○こども家庭課こども育成係長

足りなかった40点というお話ですけれども、点数のつけ方は、4名の審査委員により1点から5点までという形で点数をつけていき、项目的には20項目ありまして、その項目を数値化して点数をつけていただいているという形になっております。

それぞれの項目について、例えば、管理運営計画であるとか、業務の範囲という形で、5点もしくは4点という形で数値化をさせていただいているところです。

なかなか40点足りないところがどこなのかというのが、非常にこの点数表では難しいところであるんですけども、例えば、ほとんどの委員が4点、5点、20項目つけていらっしゃる中で、3点というのをつけていらっしゃるところでいきますと、施設及び設備の維持管理の体制のところでは3点をつけていらっしゃる委員がいらっしゃるというものが若干あったというぐらいで、なかなか内容の分析としてどこが低かったのかというのが非常に厳しいというか、ここでお示しすることは非常に厳しい状態だと思っております。

○永渕委員

この資料はいただけるものなのでしょうか。

○重松委員長

資料提出できますか。

○こども家庭課こども育成係長

委員の名前を伏せた形で、20項目のそれぞれの点数を出した分をお出ししたいと思います。

○重松委員長

それでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

じゃ、お願いしておきます。

○福井委員

今の説明の最後のところで、今の梅野の場所が土砂災害指定地になっていると。今後、その辺のことはどんなふうを考えているんですか。今さらっと何か言われたけど。

○久我こども家庭課長

今、松梅児童館のほうで行っております保育事業や児童クラブ事業、あと自由来館による子どもたちの育成、そういったところのそれぞれの機能をどういった形で確保していくかということも含めて今後検討してまいりたいということでございます。

○福井委員

一体となって再検討みたいなことは考えてないんですか。

要するに各機能に分けて、ばらばらということもいいんだけど、一体的にそういうものを含めて児童館そのものを移転するというようなことは考えてないわけですね。

○久我こども家庭課長

そういったことも含めまして、今後検討していくということでございます。

○白倉委員

ただいま福井委員から質問が出ましたけれども、土砂災害危険区域であるので、早急に検討していただくようお願いしたいのと、それと質問としては1点、開館時間は、改め

て土曜日も含めて何時から何時になっているか、ここで児童クラブもやっていますので、児童クラブとの関係上、ちょっとそこのところを説明してほしいんですけども。

○岡こども家庭課こども育成係長

児童館自体の開館時間は、8時半から、延長まで含めて6時半までという形でしております。

児童クラブにつきましては、児童クラブの佐賀市直営の部分と同じような形態で、平日は放課後から6時半まで、お休みの日は朝8時から延長を含めて夕方6時半までという形でやらせていただいております。

(「はい、わかりました」と呼ぶ者あり)

○重松委員長

ほかはないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

以上で第111号議案の審査を終わります。

資料請求が出ていますので、急いで提出をお願いいたします。

それでは次に、第117号及び第118号議案を審査いたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第117号議案 高木瀬小学校校舎耐震補強・大規模改造（建築）工事請負契約の一部変更について 説明

◎第118号議案 巨勢小学校校舎耐震補強・大規模改造（建築）工事請負契約の一部変更について 説明

○重松委員長

ただいま第117号議案の高木瀬小学校の工事請負契約の一部変更、そしてまた、第118号議案の巨勢小学校の工事請負契約の一部変更について説明がございましたけども、この案件につきまして、何か委員の皆さんから御質疑等ございましたらお受けしたいと思います。

○山口委員

2件とも同じことです。

竣工が1月末ということなんですけれども、1月末竣工するのが今ごろこの契約変更が上がってきて、もうあと何カ月もないわけですが、これは工事そのものというのはもう終わっているのかどうか。外壁の補修とかですね。それぞれ620万円、530万円アップしたということなんです、この支払い等に関してはもう竣工金と一緒に支払われるのか、それともこの議決が終わったならば、すぐにお支払いになるのか、そこはいかがでしょうか。

○建築住宅課参事兼建築二係長

現在、本体工事は終わっております。

仮設校舎から先月末ぐらいで本体のほうに戻っていただいて、現時点でプレハブ校舎の解体工事をしております、グラウンドに今つくっておりますので、年明けに整地をする予定で、その後、検査で1月末までには工事完了する予定です。

それと、今度の変更があった後、残りの残額、前金をいろいろ払っておりますので、残額を検査後、支払うようになっております。

○山口委員

ちょっといいですか。

そしたら、これは竣工金として一緒に払うということで、それはわかりましたけれども、その劣化補修とかの工事そのものが終わっているんですか否かというのをちょっと確認したかったです。

○建築住宅課参事兼建築二係長

本体工事の分についてはもう終わっております。

(「はい、わかりました」と呼ぶ者あり)

○松永憲明副委員長

この2件とも、それぞれ発注したのはいつなんですか。

(発言する者あり)

いやいや、追加の分ですよ。

○重松委員長

追加の分ということです。わかりますか。

○建築住宅課参事兼建築二係長

現場を施行している間で打合簿を交わしながら、いろいろな変更がありますので、その分で変更の指示をして行っております。

(「だから、いつなの」と呼ぶ者あり)

まず、足場を組んだ後、すぐ外壁調査等を行いますので、6月中に実際の数量が出て、変更指示を出しております。

○松永憲明副委員長

施工業者のほうからは、いろいろ話をお聞きしたんですけども、後から急に言われたような話しぶりだったんですよ。今お聞きすると、ことしの6月中に変更指示を出したということで、そこでもう具体的な内容については確認されとったわけですか。

○建築住宅課参事兼建築二係長

今の分は外壁の補修関係の分ですので、工事中はほかにいろいろ急に学校の要望があったり、その辺で指示することはありますので、その都度、打合簿を交わして指示といいますか、協議を終わって施工をしていただいております。

○江頭委員

勉強会のときもちょっと質問したんですけど、そもそもこうやってもう工事が済んだと。これ、こういう補修的な突発的ないろいろ今までの工事なんか、いろんな追加がこういう形で出てきているんですけども、それは仕上げた後、こういう形で出していたんですかね。

万が一、これを議会が議決しなかったらどうするの、支払いとか、そういうこと——い

つもこういう形で仕上げた後で追加契約案件という出し方をやっているんですかね。その点をお伺いします。

○三島契約監理課長

工事に着手しました後の設計変更につきましては、先ほど説明もありましたように、請負業者と工事担当課、あるいは大もとであります教育総務課、そういったところと打ち合わせを行って要否を判断しているところでございます。

こういった大規模な工事ということになりますと、やはり工事期間もかなり長期に及びます。あるいは複数の設計変更が出てくる可能性というのもございます。

そういったところで、佐賀市におきましては、工事内容、そういった変更が固まったところで、最後の段階で変更契約の議決をお願いしているというのが実情でございます。

○江頭委員

固まったというのは、お互いに寄ってこれはどうしても追加的にやらなくちゃいけない工事ですよという……。さっき言われたのは、6月に固まったんでしょ。

そうすると、もう早急にやるといったら9月の議会で出せるんじゃないですか。出して当然のこと。そしたらまだ工事の部分がどうなるかちょっとわかんないですけど、工程の中で、そうするとスムーズに私たちも納得してやれるんだけど、工事は終わったわ、今出してどうですかと言われても、非常にちょっとそのあたりはですね。契約監理課長と言うところの話がちょっと違うみたいな感じですけど、いかがなんでしょうか。

○建築住宅課参事兼建築二係長

先ほど6月末で数量が決まったというのは、外壁の実施数量の分でありまして、それ以外の変更は工事中はいろいろ出ておりますので、最終数量はやっぱり本体工事が終わる寸前にならないと固まりませんので、この議会でしかちょっと提出はできなかったというところですよ。

○白倉委員

大規模建設の世界ではそれが通常かもしれませんが、議決前に、まだその予算としては執行はされていませんが、その部分の工事がもう終わっているというのは、やっぱり本来私はおかしいと思うんですよ。何らかの形で我々にもっと詳しく説明するような機会もあったんじゃないかなと思うんですね。

それと、どちらも620万円と530万円、理由が同じなんですけれども、内壁、外壁の劣化等々、よくこういう例というのはあるんですが、契約時にはわからないんですか、その辺まで含めて。

○建築住宅課参事兼建築二係長

設計時では足場を組みませんので、高いところは調査をしておりません。しておりませんというか、1階部分を調査して、その回数なり、目視で見るとなりますので、あと現場で実際に調査して、いろいろ印をつけていたところを私たちもたたいて最終数量を出しま

すので、今ぴったりという、特に40年以上たったモルタルが浮いているもんですから、た
たかないとわかりませんので、申しわけありませんけど、今の設計のやり方ではぴったり
変更なしというのは難しいです。

○重松委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに。

ほかに質疑もないようでございますので、質疑を終結いたします。

以上で第117号及び第118号議案の審査を終わります。

次に、第95号議案を審査いたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第95号議案 平成28年度佐賀市一般会計補正予算(第4号)中、第1条(第1表)歳出第3
款、第10款、第2条(第2表)第3款、第10款 説明

○重松委員長

ただいま第95号議案の説明がございましたけども、今の説明について、委員の皆さんか
ら何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思っておりますけど。

○高柳委員

こども教育部資料1の中の保護者対象の就学援助認定基準というのがありますが、簡単
にこの認定基準を教えていただければと思います。

○梅崎学事課長

就学援助の認定基準につきましては、基本的には保護者の所得、同じく世帯を同一にさ
れている保護者の所得の金額に応じまして、一定の基準をクリアといえますか、そこを満
たしていない方につきましては、就学援助をするというふうな形をとっております。

○高柳委員

あくまでもこの基本となるものは所得ですね。

○梅崎学事課長

はい、所得でございます。

○重松委員長

よろしいですか。

○白倉委員

同じ就学援助のことなんですが、ちょっと2点質問があります。

まず、直近の数字で16.9%とか結構多いんですね、今、6人に1人とかですね。

直近の数字で、小学校、中学校の就学援助を受けておられる方のパーセンテージを示して
いただきたい。

今は所得によってということですが、これの対象所得というのは、ちょっと私の記憶で

は二百三十何万円だと思うんですが、それをちょっと示していただきたいというのが1点。
まず、ちょっとそれをお願いします。

○梅崎学事課長

就学援助費の認定比率ですね。平成27年度でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

小学校で認定率が16.9%、中学校におきましては20%でございます。

就学援助につきましても所得につきましても、こういったチラシで皆さんにお知らせしているんですけども、目安といたしまして、2人家族で約170万円、3人家族で約220万円、4人家族で約269万円というふうなことで、その世帯の人数に応じまして、基準を決めているところでございます。

○白倉委員

それと、先進的な取り組みをしていただいたところは評価するんですが、今、県内では佐賀市だけですね。近いところでは福岡、県内では佐賀市だけだとちょっと理解しているんですが、ほかはどうですか。

○梅崎学事課長

今のところ、うち以外にやっていたところは県内にはないと聞いています。

○白倉委員

それとあと1点、この議論で一番ネックになっていたのが、4月以降も佐賀市に住んでいらっしゃるかどうかという部分だったんですね、前倒しでした場合にですね。ここに条件として、1月に就学援助を申請して、引き続き入学まで佐賀市に住民登録がある保護者というふうになっているんですが、この辺の確認とかそういうのはどういうふうな手順でされるのでしょうか。

○梅崎学事課長

実際に入学された後に、そういった方がいらっしゃるかどうかということで、学校のほうに入学された後、確認をしたいというふうに考えています。

実際にほかのところに行かれた場合については、やっぱり還付措置をとるような形になるかと思えます。

(「わかりました」と呼ぶ者あり)

○重松委員長

それでは、ほかに質疑もないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

以上で第95号議案の審査を終わります。

次に、第119号議案を審査いたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第119号議案 平成28年度佐賀市一般会計補正予算（第5号）中、第1条（第1表）歳出第3款、第10款、第2条（第2表）第10款、第3条（第3表）第10款 説明

○重松委員長

ただいま第119号議案の説明がございましたけども、この件につきまして委員の皆さんから何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思っておりますけども。

○白倉委員

ちょっと1点お伺いします。

国の未来の投資を実現する経済対策のその辺もあって、42億7,400万円の佐賀市への配分の中で、今、学校施設関係とか組み替えられたということですのでけれども、聞きたいのは、もともと合併特例債等々を使ってする事業もこの中にあったと思うんですね。

ですから、その分合併特例債の枠があいたといいますか、残りがふえたと解釈していいのかということと、それと同じ財源的な問題で、今回のこの分に関しては補正債というものが組めると、補正予算債みたいな感じというふうにちょっと聞いているんですが、その辺は市債の中で何か有利なところがあるんでしょうか。

この組み替えによってどう有利であったかというところですね、補正債も含めて——が組めるわけでしょ。

○教育総務課職員

今回の経済対策につきましては、国庫補助対象経費の裏部分については補正予算債ということで、起債の合併特例債から補正予算債ということで、財源の組み替えというか、補正予算債のほうに載せさせていただいております。

その分は合併特例債の圧迫はとめられたのかなというところで、できるだけ、国の補助をとれたところは補正予算債で充当していくと。残った分は、次年度どうしても合併特例債とかそういう財源を充てさせてもらうようにはなりませんけども、そういう財源の措置はやらせていただいております。

○白倉委員

補正額におけるその説明というのはどういうふうに受け取られていますか。補正債を組んで、その後、割合といいますかね。まだそこまでは説明はあってないんですか。

○教育総務課職員

交付税算入率のことですか。

○白倉委員

そうです、そうです。補正債というのは、余り今まで聞きなれていない言葉なので、我々にとっては。とはいえ、債務ですので、またわかり次第で結構です。

○重松委員長

じゃ、わかり次第で……。

○今井こども教育部副部長兼教育総務課長

済みません、今の点については確認をして回答させていただきます。

○重松委員長

じゃ、確認をお願いいたします。

ほかに。

○高柳委員

資料番号14番の31ページなんですけど、富士中学校のプールの整備の繰り越しなんですけど、現在、プールがない中学校、今後もあるかと思っております。

○教育総務課職員

富士中学校以外でプールがない中学校という形でよろしいでしょうか。

中学校のほうでプールが学校の敷地の中でないというところで判断させていただきまして、それでいいですと川副中学校、こちらのほうは近くにあります川副のスポーツパーク、こちらのほうで併用されているという形です。

あと東与賀中学校がございます。東与賀中学校につきましては、東与賀小学校と併用で利用されているという形で考えております。

それと、三瀬中学校につきましては、三瀬小中一貫校という形で、敷地の中に三瀬プールというのがございまして、これは市営のほうになって村民プールという形になっておりますが、そちらのほうを利用されてあります。

○重松委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○教育総務課職員

済みません。

起債の充当率につきましては100%、交付税算入率が50%です。

ちょっと合併特例債のほうからすると、交付税算入率は下がると思いますが。

(「下がりますね、補正予算債はね。わかりました」と呼ぶ者あり)

○重松委員長

よろしいですね。

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑もないようございますので、これで質疑を終結いたします。

そしたら、資料請求があった分を今から配付いたします。

この件につきまして、何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思います。

そしたら、資料請求のあった分で説明をお願いできますか。まず、仮協定書だったかな。

◎母子生活支援施設の移譲に関する仮協定書(案) 説明

○重松委員長

今、仮協定書案が提出されまして、その説明をいただきましたけども、この件について何か御質疑等ございませんでしょうか。

○白倉委員

資料提出ありがとうございます。

第8条にもちょっと関することなんですけれども、定期的な意見交換といいますかね、そういうのもされるように聞いているんですが、どういうふうな——きちっと月1回とか月2回とか、その辺をちょっとお示しいただけますでしょうか。

○こども家庭課職員

第8条の第3項で、法人は毎月の入所者等の状況について翌月10日までに別紙様式により市に報告するものとするとしていまして、別紙様式をつけております。

これによって、現在と同じような形で、どんな形で運営されているかという情報が入ってまいりますので、まずはこれに基づいて、基本的には毎月、これを受け取った段階で意見交換をしていくというのを行うつもりです。

(「はい、わかりました」と呼ぶ者あり)

○山口委員

今、仮協定となっておりますけれども、これをつくるに当たって、新たな社会福祉法人聖母の騎士会のほうからも入られて、もうあらかた、これでいきましょうよという向こうのほうとの了解みたいなものをとれたの仮協定書になっているのでしょうか。

○こども家庭課職員

内容を法人のほうに示しまして、一応内容に関しては了解をいただいております。

○山口委員

わかりました。

第8条等を見ていたら、結構厳しいな、民設民営と言いながら、何か民設公営みたいな結構厳しい縛りがあって、その辺も納得していただけているのであれば、それはいいと思います。

それと、1ページの無償貸与は市と法人が別に締結する土地使用貸借契約書によるものと、その分はついていませんよね、この中には。

それともう一つ、第5条の2項の中で、施設整備等に関しては2分の1ぐらいの補助を佐賀市として出しますよとか、その後、また解体撤去については佐賀市が適当と認めた範囲内で補助を行うとか、ちょっとこの辺が少し曖昧なので、実際どこまで考えていらっしゃるのか、上の土地使用貸借契約書を見せてくれなんて言いません。

ただ、先ほどちょっと江頭委員のほうからもお話があったと思うんですが、もし万が一のことがあって契約解除とかになった場合は、基本的に一般通念的にはやっぱり更地渡しなんですよね。残ったままだと解体費というのはもうべらぼうにかかりますので、基本的にそのあたりはどう考えていらっしゃるのか。

それと、さっき言った第5条の2項の部分がどうなのか、今お示しできるのであればお示ししたいかと思います。

○こども家庭課職員

第3条2項の土地の契約書の御指摘については、さらに検討したいと思います。

それから、第5条2項については、これも文言としては、公募要項の文言をそのまま使っておるんですが、実際、法人とも話しておりまして、議会のほうでも説明してきた内容では、まず、前段の施設整備に関しては、いわゆる交付金の基準額の2分の1が国になりますので、その国の2分の1をのせた基準額全体でいくと4分の3の部分までを補助する、解体撤去に関しては、今回流れとして、譲渡した後に法人が解体するというにはなっておりますが、本来的にはやっぱり佐賀市の建物で、佐賀市が解体は責任を持ってすべき部分ではあると思いますので、この交付金で国が負担する以外の部分については佐賀市のほうで負担して、法人のほうの解体撤去費用に関しては負担はないという形で行うということで話をしております。

○山口委員

わかりました。

○重松委員長

ほかにないようでございますので、この仮協定書については終結したいと思います。

続いて、松梅児童館の指定管理者の審査委員の集計表が提出されていますけども、この件について御説明をお願いいたします。

◎松梅児童館 指定管理者審査委員会 集計表 説明

○重松委員長

この件について御質疑等ございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにないようでございますので、これで全て終わりました。

以上でこども教育部に関する議案の審査を終了いたしましたので、こども教育部の職員の方は退席いただいて結構でございます。お疲れさまでした。

◎執行部入れかわり

○重松委員長

それでは、大変お待たせいたしました。社会教育部の議案審査に入りたいと思います。

まず、第105号議案 佐賀市公民館条例の一部を改正する条例について審査いたします。執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第105号議案 佐賀市公民館条例の一部を改正する条例 説明

○重松委員長

ただいま第105号議案の説明がございましたけども、この案件について、委員の皆さんから何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思います。

○松永憲明副委員長

現在の公民館の跡地はどういうふうな活用になりますか。

○百崎社会教育部副部長兼社会教育課長

現在の公民館は解体するという形になりますので、今、公民館の敷地が大体基準として3,000平米ということで用地を確保しているところがございますので、前の公民館についても駐車場等で利用するという形になるかと思えます。

○重松委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

以上で第105号議案の審査を終了いたします。

次に、第107号議案 佐賀市文化施設条例の一部を改正する条例について審査いたします。

執行部から議案の説明を求めます。

◎第107号議案 佐賀市文化施設条例の一部を改正する条例 説明

○重松委員長

ただいま第107号議案の説明がございましたけども、この議案について何か委員の皆さんから御質疑等ございましたらお受けしたいと思えます。

○白倉委員

今回のこの107号議案の上程なんですけれども、私が理解しているのは、市民会館の老朽化に伴い取り壊すということは理解しているんですよ。

ただ、市民会館自体をどうするかということに関しては、まだ議論が進んでないと私は思っているんですね。

その中で、市民会館を廃止するため、必要があるのでこの案を提出すると最後に提案理由も書いてあるんですけれども、そののところはどういうふうに整理したらいいんでしょうか。

○宮崎文化振興課長

これについては、委員がおっしゃるとおり、今回の条例改正というのは、あくまでその建物を解体しないと、防犯上の問題とか、熊本地震のときとか大雨があったときとかいろいろこうふぐあいといいますか、ちょこちょこ出てきていますので、本当は最低でも年度いっぱいそのままにしておこうと思っていたんですが、ちょっといろいろふぐあいもあるということで、今回、解体することにしたことに伴っての条例改正で、これと今後市民会館をどうするかということは関係はしていません。

例えば、市民会館の代替施設を別につくることが決まったのでとか、逆に決まっていなくて、完全につくりませんよということで、今回この用途廃止をしますということでは全く

ありません。そこは関係していないということは御理解をいただきたいと思います。

検討については、引き続き行っているところでございます。まだ委員の皆さんに御報告できるレベルにはなっておりませんが、今年度に入ってから、実際その市民会館が休館をしていますので、今まで使われていた方たちがどういう動きをされているのか、別の施設に移られて実際どんなふうだったのかとか、そういったヒアリングを、まだ1年たっておりませんので、引き続きやっていると。そういった検討を続けていく中で今後の市民会館に限らず、文化施設を佐賀市としてどうするのかという方向性が出てくるのかと思っております。

○重松委員長

よろしいですか。

(「はい、結構です」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑もないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

以上で第107号議案の審査を終わります。

次に、第112号及び第113号議案を審査いたします。

執行部から議案の説明を求めます。

◎第112号議案 佐賀市立諸富文化体育館及び佐賀市立諸富公園体育施設の指定管理者の指定について 説明

◎第113号議案 佐賀市立春日運動広場等の指定管理者の指定について 説明

○重松委員長

ただいま第112号議案と第113号議案の説明がございましたけども、この議案について、委員の皆さんから何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思っておりますけども。

○江頭委員

先ほどこども教育部のところでも永渕委員の質問があったんですけど、この両方ですね、さっきの112号、それから113号、申請が1団体ですから、申請団体1団体からこうなるのかなというところがあるんですけどね、基準点から言うと本当低い点数ですよ。

これって、もう評価の点数の資料請求はいたしませんけど、この112号に対しても113号に対しても本当にここがちょっと欠けているという部分があったと思うんですよ。この基準点からいうと、十何点ぐらいしかなくて通っているということがですよ、700点満点の中で。これっていうのはやはり、ちょっと低過ぎるということは考えられないんですか。どういうところが原因なのか、その辺はちゃんと執行部のほうで検討されたと思うんですけど、その辺の説明をお願いします。

○稲富スポーツ振興課長

その審査会の状況を見守っている中で、やはり審査員の方も今回3期目ということで、当然このレベルまでは活動されているというのを前提として、それプラスアルファのところはどういう独創性があるのかなど、具体的にまた質問をされておりました。中でも、お

客さんをこれ以上にふやすためには、どういうふうなことを考えられているかというところで、団体のほうからの回答がやはり、スポーツ教室等で工夫して、空き時間のところでも固定客をふやすような努力をしたいというような回答だったんですけども、やはり審査員からすると、それではちょっと満足できない部分があったと思います。

あと障がい者のスポーツの普及について、どういう取り組みをされているかということがあったんですけども、そこについては、スポーツ吹矢というのを今普及されていますけども、そういうことでの取り組みをやっているということでありました。

そのところは一定の評価を受けてはいるものの、今まで以上にそういう障がい者に対するスポーツの普及というか、その施設を使った利用の仕方についても工夫してほしいと。今まで安定した運営をされていますけども、それプラスアルファのところを求められているのがこの評価につながったのかなと思います。

ですから、私たちもその点は今回、指定管理者をもし受けることになれば、障がい者スポーツに対する取り組みとか、プラスアルファのところを求めていこうかと思います。

○重松委員長

よろしいですか。

(「いいですよ」と呼ぶ者あり)

ほかに。

○福井委員

やっぱり点数は100点満点の73点で、恐らくこれは同日にやられていますから、右から左へぼっぼっといくような、そんなことはないかもしれないけども、同じような形になっているというので、指定管理者は3期目ですよ。

(「はい」と呼ぶ者あり)

先ほどいみじくも言われた、安定的には運営されているけれども、やはり企画の斬新さとかなんとかということになってくると、ちょっとその辺が今後利用者の増減にもかかってくるだろうし、やっぱりその辺で、もしほかの団体が新しいものを出してくるということになると、それに対してやはり意気も上がるかもしれないけども、その辺がなかなかちょっと感じられる面もあるので、その辺の取り組みということについては、一定の考え方というのを市として出すべきだろうと思うんですよ。そうでないとなかなか盛り上がりたと思うんですけど、その辺を答えはダブるかもしれないけど。

○稲富スポーツ振興課長

御指摘のとおり、3期で甘んじることなく、危機感を持って今後運営に当たってほしいということは、佐賀市としても、今回、指定管理者を受けることになれば伝えていこうかと思います。

委員からの御指摘があったような障がい者向けのスポーツの普及とか、そういうふうな、ほかにもいろいろあると思うので、体協でないといけない、気づかない部分を提案して

いただいて、こういうふうな進め方をしていくというようなことを佐賀市としても団体に対して求めていきたいというふうに考えております。

○重松委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○松永憲明副委員長

川上の障がい者用のテニスコートの修理を1回されたと思うんですよ。その後の利用状況の推移はわかりますか。

○稲富スポーツ振興課長

細かな推移はわからないんですけども、その審査委員会の中でもやはりその部分は上がっております。

確かに今、障がい者の利用者がふえてきているのはもう間違いない状況です。ですから、そういうところをもっと利用をふやすように、また利便性のあるようにということで御指摘を受けております。見るからにちょっとふえている状況は確認はしております。

○重松委員長

よろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑もないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

これをもちまして、第112号、第113号議案の審査を終わります。

次に、第95号議案を審査いたします。執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第95号議案 平成28年度佐賀市一般会計補正予算(第4号)中、第1条(第1表)歳出第10款 説明

○重松委員長

ただいま第95号議案の説明がございましたけども、この案件について、委員の皆さんから何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思っております。

○白倉委員

今ちょっと概要を聞きましたけれども、例えば東名遺跡、これはきっちり保存保管しないといけないというのが1つあるのと、それとその他の出土品なんかも含めてですね。そういうふうなところで、考え方として、そのものは現地で見ることで価値があるという考え方が一つあるんですよ。

ですから、オープン予定の平成33年、恐らく館をつくられるという構想なんですけど、その辺はもう場所選定とか、どこにどうするのかとか、そういう構想まであるんですか、お示しいただけたら。

○宮崎文化振興課長

建設場所については……

(「も含めて」と呼ぶ者あり)

決定はしておりません。

ただ、以前から答弁でも言わせていただいていますけれども、肥前国庁跡付近ということで考えています。

その理由としましては、一つはやっぱり肥前国庁と組み合わせてといいますか、相乗効果を出したいということもありますし、インターに近いですとか、北部山ろく付近にはたくさんさんの古墳、遺跡がございますので、そういったところですか、吉野ヶ里遺跡との連携とか、そういうのも図りやすいということで、場所的にはあの付近で考えていますが、決定は今のところ全くしておりません。考えているという状況です。

○白倉委員

その肥前国庁跡付近というのは、以前にもちょっと話をされたこと、ここは委員会だから改めてちょっとお聞きしたんですけれども、先ほど言いましたように、現地で見れて値打ちのあるといいますかね、世界遺産のある佐野常民記念館なんかがそうですよね。

ですから、特に東名遺跡なんてああいう全国に誇れる出土品が出てきていますので、そういったものを例えば、今想定している計画の中の肥前国庁跡に持っていくのもどうかという気がしないでもないですよ。

ですから、その辺のところも含めて、ちょっと慎重なる議論をぜひ重ねていただきたい。一つの館にまとめるのが本来適切かどうかというのも、出土品を見ながらきちっと審議員の中で話し合ってもらいながら、慎重にしていっていただきたいなという気持ちが非常にしますので、そのあたりのちょっと意見と考えを示していただければと思います。

○宮崎文化振興課長

今おっしゃいました現地のことなんですけれども、もちろん現地は現地として史跡に指定をされていますので、そこをどういうふう to 今後見せていくかということは、また改めて来年度に保存活用計画というのをつくりながら、現地での見せ方というのは決めていくことになります。

ただ、今想定していますのは、貴重な編みかご等の出土遺物については、将来的には国の重要文化財になるレベルのものなんですね。そうなりますと、厳しい保管とか展示の縛りがありまして、そこはきっちりしたものをつくっていかないといけない。例えば、その二重構造ですとか防火とか、いろんなことできっちり保管、展示できる湿度、温度の調整とか、そういうものをつくらなければなりませんので、それについてはそういった新たな施設に入れると。現地は現地でまた、東名縄文館もありますので、そこには重要文化財は置けませんけれども、現地に来られた方に重要文化財でないものも見ただけのガイダンス施設としての位置づけとか、そういうことは考えていきたいと思っています。

○白倉委員

わかりましたけれども、先ほどから何度も申していますように、例えば編みかごとか、私も何回か見せていただきましたけれども、非常に重要で大切にしないといけないと、これはわかっているんですね。

ですから、きちっとした保管の状況は要るだろうと思うんですが、先ほどもちょっと提案で説明していただきましたように、肥前国庁跡の人の足の運びを多くするとか、インターに近いとか、そういったところの判断だけで展示場所を決めるのはいかがかなという気がしますので、この辺の議論はしっかりと重ねていただきたいと思います。

○村岡委員

先ほど編みかごとが重要文化財になるというので厳重な管理が求められるということなんですけど、例えば、施設整備に当たって、そういう場合というのは、国から何かちゃんとお金、要するにそういう場合、市の負担とかは大体決まっているんですか。

○宮崎文化振興課長

文化庁の補助金というのはございます。

これは、補助金の名称としては地域の特色ある埋蔵文化財活用事業費国庫補助金というものなんですけれども、建物の躯体自体の補助はないんですけれど、中の展示設備とか内装とかに関しては2分の1の補助が出るというふうになっております。

○重松委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○江頭委員

私も東名遺跡で一般質問したから言うんじゃないですけどね、正直なところ、これだけの東名遺跡の重要性からいったら、僕は——おたくたちも本当はそうなんだろうと思うんだけど、文化財をやっている方から見れば、東名遺跡は特化させたほうがいいと。何かわけわからない——わけわからないんじゃないんだけど、埋蔵文化センターってね、これはこじつけじゃ——ある程度進んでいるから僕もちょっと言いにくいところもあるんだけど、僕にとっては埋蔵文化センターと、東名遺跡とまたほかのものも見せるというよりは、これだけの超一級品の遺跡であればね、特化したほうがいい。

そうしないと、本当にこれを観光の部分だとか本当の文化財の史跡の研究にしても、どちらをとっても僕は考えたほうがいいんじゃないのかなと。それに関しては、今、東名遺跡の部分で何かをやるというのは非常に難しいかもしれないんですけどね。それでもね、僕はこれはこだわったほうがいいんじゃないのかなと思うんだけど、本当に文化財の専門的な見地から見てそういう声って出ないんですか。

ここね、肥前国庁とかいろんな埋蔵、今まで出た出土の東名に関係ない部分、ちょっと離れた、それもみんな一緒にするというのは、ちょっとね。それよりは特化したほうがい

いと思うんですけど、その辺はどう思われるのか。

○宮崎文化振興課長

そのあたりも、もちろん今後の基本構想の委員会の中で御意見はいろいろ出てくるかと思えます。

ただ考えていますのは、この埋蔵文化財センターについては、間違いなくその東名の遺物というのが中心になってくることにはなると思うんですね。ただ、ほかの遺跡についても、先般、県立博物館のほうで企画展をさせていただきましたけれども、そのときにも、その時代のつなぎ方というか、縄文と弥生の比較ということで牟田寄遺跡などを出して見せて、一つだけで見せるというだけじゃなくて、ほかの部分もあわせながら、東名遺跡のその価値をより知っていただくという考えもあると思います。

いずれにしても、今後の基本構想の委員会の中で、そういったことも含めて検討してまいりたいと思っております。

○江頭委員

今、課長も言われたようにわかるんだけど、弥生と縄文のつなぎ方というのはわかるんだけど、弥生はもう本当、日本で国定公園の吉野ヶ里があるわけですよ、正直ね。

人が見に来ると——僕は東京の板橋文化センターであれを見に行っただけですよ。東名遺跡の遺物を展示されて、非常に縄文時代の流れをきちっと説明していた展示会だったんですけどね。そこの館長も言われていたんだけど、とにかくこの東名遺跡というのは、東洋でも通用しますと、アジアで通用する一級の品だから、佐賀市は考えたほうが良いですよという意見もやっぱりあるんですよ。

特にもう吉野ヶ里があるから、佐賀市として、そういう埋蔵文化財の部分のつなぎというより特化したほうがよっぽど先々ずっと見据えてやるといいんじゃないかなと。再考ができるのであればね、その辺はやはり考えるべきじゃないかなと。

特に現地との密接性というのは、どの一般質問でも議員、そのことはみんな否定してないですよ。やっぱりそちらのほうが効果がある。やっぱり費用対効果とよく言われるじゃないですか。であるのであれば、効果がある道を少しながらもずっと広げる形を最初とっていたほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、再度いかがですか。

○宮崎文化振興課長

おっしゃるとおり、今のところ、私たちが今基本的に考えていることというのは変えられないとか、そういうことではありませんので……

(発言する者あり)

変えられないということではありませんので、今いただいた御意見も参考にさせていただきたいと思っております。

○重松委員長

よろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに質問ないですね。

ほかに質疑もないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

以上で社会教育部に関する議案の審査を終了いたします。

社会教育部の職員の方は退席いただいて結構でございます。お疲れさまでした。

◎執行部入れかわり

○重松委員長

休憩はとっていませんので、進めたいと思います。

それでは、保健福祉部の議案審査に入ります。

まず、第103号議案 佐賀市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の審査を行います。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第103号議案 佐賀市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 説明

○重松委員長

ただいま第103号議案の説明がございましたけども、この案件につきまして、委員の皆さんから何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思っておりますけども。

○江頭委員

この間も勉強会の折に出ていた件なんですけども、調剤の考え方で、院内と院外処方の部分なんですけど、これは、やはり当然ここに平等性が欠けてくるんですよ。

ということは、そういうところを考えると、この調剤は0歳から就学前までの負担なしというのが、普通だったら、平等性から考えたらそういう措置のほうが妥当ではないかと思うんですけど、その辺の見解を。

○成富福祉総務課長

議案質疑のほうでも説明させていただいたんですが、確かに未就学児と比べた場合には、助成の自己負担というのがふえるという考え方は当然結果として出てきますけども、一番は財政的な部分で、子育てをする親の責務として、やはりその調剤の分でも半分程度の一平均的に1,500円から2,000円ぐらいが保険による自己負担でございまして、その半分程度は子育てをする保護者の責任という考え方と、もう一つは、財政的な部分で、幾らかでも助成費用の経費の縮減といったところで御理解いただければと思います。

○田中保健福祉部長

補足なんですけど、院内、院外は医療機関の中での分け方であって、そもそもが院内と院外では診療点数が違っていますので、そこで一概に全て公平性がないというのではないんじゃないかなと。

院内の方が安いんですよ。点数が低いんですよ。ですから、そもそもそういうのがあって、それは医療制度の中であるんですね。

もう一つは、今回、一般質問の中でも唐津市と佐賀市の違いということがあったんですけど、レセプトで分けているわけではなくて、我々は薬局で分けているので、その若干の公平性というか、そこは図っていると。

要するに、薬局は、かかりつけ薬局を我々は推奨もしておりますので、やっぱりそういうふうになっていただきたい。そういう中では、2回までの負担でございますけども、医療機関がかわっても薬局が同じであれば、2回までで済むというふうなところでも配慮しているところで御理解いただきたいなど。

○江頭委員

このことで余り質疑をやるつもりはなかったんですけど、部長の答弁はともかく、課長の答弁でちょっと僕の質問と違うのは、当然、院内処方と院外処方のその点数の違い、これはあるわけですよ。でも、部長の話を聞いていると、診察のところの部分も違うみたいな感じで捉えられるんですよ。ちょっとそういうふう聞こえるんですね、言い方を変えれば。

じゃなくて、あくまでも、院内処方と院外処方の差というのはあるじゃないですか。診察の部分じゃなくて、その部分だけを考えていけば、そうすると、この調剤の——どうしても院外の処方に、本当はかかりつけの薬局のほうがいいんだと思うけど、どうしても院内しかないような小さい診療所だってあるわけですよ。うちの近所にも実際あるんですけど、そこは結構評判がいいんですけども、そういうところと、本当に院外処方を行っているところとの差がつくんじゃないのというところ、その考え方はどうだったんですかということをお聞きだけで、財政的な問題とかじゃなくて、僕はこの病院にかかろうが、調剤のことに対しても平等性というものがあるんじゃないですかというところでの検討はできたのかと聞いております。

○田中保健福祉部長

その点については、我々も推しはかりにくいところもございましたので、これまで制度として、調剤について、自己負担も個人負担ももらっているところについては調査をしております。

その自治体の調査では、そのような問題が発生しなかったと。それから医療機関、薬局からもそういうふうな御意見、苦情等は寄せられていないということでは確認をしているところでございます。

○白倉委員

これは確認ですけれども、今回現物給付になった小学生の中に、重度心身障がい、それとひとり親家庭の分、そこはもうきっちりと配慮されているということでもいいのかどうか、それをちょっと確認をお願いします。

○成富福祉総務課長

県のほうと確認がとれておまして、ひとり親の子ども、重度身障の対象の子ども

の分についても、今回の受給資格者証を利用していただいて、現物給付でやりますと。その後の部分については、事務処理として、県のほうにその分についても補助対象としていただけるということで確認がとれております。

○白倉委員

その辺がちょっと難航していましたので、確認しました。それと、まず1点目として、県内全体的に見たら、簡単な言葉で言えば、佐賀市の取り組みはちょっとおこなっているほうなんです、対象としてはですね。それをまず単純にどう考え評価されているかというのが1点。

それと、今回のこれによって、市の負担、要するに財政的な部分、それがどれぐらいふえるものなのか。

それと逆に、償還払いの場合は事務的な部分が、いろんな書類とかいろんなやりとりがあったわけですね。その部分の軽減分はどんな感じなのか、その3点をお願いします。

○成富福祉総務課長

まず1点目でございますけども、県内で小学生までの通院でとどめているところが、現在鳥栖市のみであります。鳥栖の入院については、高校までということでされております。

そういった意味では、県内ではややおこなっているというのは、当然の結果としてあろうかと思いますが、九州管内で見た場合は、県庁所在地でいきますと、鹿児島が中学生までやっているのみでございますし、また九州管内で見た場合、50%の市町村がまだ中学生の助成までには至っていないところからすれば、大きく出おこなっているというような感覚ではないのではないかと考えているところです。

それと、2番目の市の負担でございますけども、今、新年度予算の関係がございまして、2億2,000万円程度で何とかするのではないかとということで、予算の数字を若干さわっているところでございます。

このほかに、新年度ではございませぬけども、ペナルティーの分については、平成30年度からそれにまたプラスになるということで考えています。

(「事務的軽減」と呼ぶ者あり)

○重松委員長

経費の軽減。

(「数字にあらわしてもらわなくても結構ですが」と呼ぶ者あり)

○成富福祉総務課長

軽減の件でございますけども、まず、これまでは入院の償還払いだけでしたので、件数的にはさほどございませぬでした。その分の軽減というのは、わずかなものではなからうかと思われま。

ふえる分については、現物給付になりまして、その領収書自体は県外の分しか来ないので、さほど大きくはならないと思われまますが、転出入ですね、新しく入ってきたり出て

いったりするそういった管理が、やはり小学1年生から6年生の分で約1万8,000人程度の出入りの部分の管理をするということでは、事務量としては増加する分になろうかと思いません。

○重松委員長

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で第103号議案の審査を終わります。

次に、第95号議案を審査いたします。執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第95号議案 平成28年度佐賀市一般会計補正予算(第4号)中、第1条(第1表)歳出第3款、第4款第1項 説明

○重松委員長

ただいま第95号議案の説明がございましたけども、この議案について、委員の皆さんから何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

何か追加ですか。

○成富福祉総務課長

子どもの医療費助成の部分の答弁の中で、対象の児童が1万8,000人と私が勘違いしております、1万3,000人程度でございまして、失礼いたしました。

○松永憲明副委員長

8番の21ページの障がい児通所給付費のところなんですけども、先ほど地域活動支援センターが8月から1カ所立ち上がったということが言われたんですけども、これまで何カ所あって、この新しく立ち上がったところは具体的にどういったものなのか、場所等も含めて教えてください。

○蘭障がい福祉課長

お答えがちょっと前後しますが、新しく立ち上がったところは、鍋島の森田になります。主に難病の方を対象とした地域活動支援センターですね、難病の方に特化したサービスを提供されているところです。法人としてはアクティブというところが運営をされております。

今までの5カ所ございまして、あと1カ所ふえたということでございます。

(発言する者あり)

済みません。4カ所で、1カ所ふえて5カ所でございます。申しわけございません。

そのうち1つは新年度に入ってから、4月から1カ所立ち上がっておりましたが、ここは立ち上がることがもう前年度でわかっておりましたので、予算的には見ておりましたが、8月の分は全く新年度になって御相談があった部分で、それで委託料が不足ということでございます。

○松永憲明副委員長

そうすると、この1億9,700万円というのは1カ所分だけの補正なんですか。

○蘭障がい福祉課長

1億9,700万円は放課後等デイサービス等です。地域生活支援事業は180万円のほうでございます。

○松永憲明副委員長

ああ、そうか。180万円ね。わかりました。

もう一つ、その上のところの障がい児通所給付費の説明をお願いします。

○蘭障がい福祉課長

説明の中で、利用者、事業所、利用料、それぞれふえていますということを申し上げました。

事業所の数としては、ことしの8月に利用された実績で言いますと、今51カ所の事業所を使われております。

前年の同じ8月で比較をしますと、事業所の数としては15カ所ふえているという状況でございます。

佐賀市内だけ見てもふえておりますが、小城とか周辺ですね、神埼、大川市、このあたりも事業所がふえておりまして、利用者の方は佐賀市の事業所以外の近隣市町村の事業所も使われているということでございます。

利用者の人数で申し上げますと、ことし8月の利用者は404名でございました。昨年と同じ時期と比べますと、306人ということで、100名ほどふえているような状況でございます。

○松永憲明副委員長

この給付費のあり方といいますか、内訳といいますか、何かそこら辺の主なところはわかりますか。どういったところに主に使われているのか。

○蘭障がい福祉課長

この給付費といいますのは、未就学児を対象としました児童発達支援事業と、それから就学児を対象にしました放課後等デイサービス事業、この2つのサービスにかかる費用でございます。

放課後等デイサービスにつきましては、基本の単価といいますか、報酬とあと送迎とか、あるいは人員の配置加算とか、そういったもので大体お一人利用されると、1日当たり1万円ぐらい事業所からすると給付費を受けられるというような状況であります。

○重松委員長

よろしいですか。

(「はい、いいです」と呼ぶ者あり)

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかはないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。

第95号議案の審査を終わります。

次に、第96号議案を審査いたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第96号議案 平成28年度佐賀市国民健康保険特別会計補正予算（第4号） 説明

○重松委員長

ただいま第96号議案 平成28年度佐賀市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の説明がございましたけども、この件につきまして何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思っておりますけども。

○白倉委員

7ページの書類の部分で簡易書留にするということですね、もちろん個人情報の部分で考慮されたのはよくわかるんですが、一方、簡易書留は必ず受取人がいて判こを押すわけでしょ。そういうところも含めていろんな判断はどういうふうにされたんでしょうか。それに伴う不便性というのとも同時にあるんですね。

不在者には不在通知が入っていて、それをまた取りに行くとか、お年寄りであろう本人が出て行って判こを押すとかいう部分ですね。そこはどんなふうに……。

○福田保健福祉部副部長兼保険年金課長

もともと平成24年1月24日に、九州厚生局のほうから被保険者証が確実に被保険者の手元に届く方法の採用を検討するよということなので、県のほうに助言といいますか参りまして、県のほうからは、同じく平成24年1月31日に現在簡易書留による交付など被保険者の手元に確実に届く方法を採用していない市町におかれては、交付方法について検討してくださいという通知を佐賀市のほうに受けたところでございます。

ただ、その段階では、確実に届くかどうかというのは、まずは郵便行政の責任じゃないかというのが一つございました。あともう一つは、料金、郵送代が高くなるということもございまして、佐賀市としてはそこまで踏み切っておりませんでした。

ただ、今回、先日も御説明申し上げたと思いますが、1件、個人のところに届いていないというクレームがございまして、大概の場合は年度始めに本人がどこかに紛失されたというケースがほとんどだったんですが、その方の場合は転入されてきて、うちからお送りをしてそれが届いていないというケースでございまして、郵便局のほうに追跡調査をしまして、郵便局のほうも周辺等聞き取りをしましたが、実際に届いていないという事例が発生いたしました。

御本人もやっぱり個人番号とかございまして、本人の番号も全部入れかえまして、新たに交付したところでございます。

先ほどおっしゃいましたように、確実に着くためには、確かに書留は返ってくるという後の事務がふえますが、やはり個人情報を守ると、確実にお渡しするというところでは、

簡易書留はやむを得ないという判断をさせていただいたところでございます。

(「わかりました」と呼ぶ者あり)

○重松委員長

よろしいですね。

ほかにないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

以上で第96号議案の審査を終わります。

次に、第97号議案を審査いたします。

第97号議案は、平成28年度佐賀市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。これを審査いたします。執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第97号議案 平成28年度佐賀市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 説明

○重松委員長

ただいま第97号議案の説明がございましたけども、委員の皆さんから何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思っておりますけども。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかには質疑もないようでございますので、質疑を終結いたします。

以上で第97号議案の審査を終わります。

次に、第119号議案を審査いたします。執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第119号議案 平成28年度佐賀市一般会計補正予算（第5号）中、第1条（第1表）歳出第3款、第3条（第3表）第3款 説明

○重松委員長

ただいま第119号議案の説明がございましたけども、委員の皆さんから何かこの件につきまして御質疑等ございましたらお受けしたいと思っておりますけども。

○白倉委員

第119号議案の保健福祉部1の資料でいただいております臨時給付金事業のことなんですけれども、ちょっと数点お伺いしたいと思います。

10分の10の国の事業を市町村がかわってするわけですけれども、1人につき1万5,000円、2年半分という何かこう中途半端なですね。ということは、6,000円足す6,000円足す3,000円と理解していいのかなと思うんですね、1万5,000円の根拠としてはね。そういうことだと思うんですが、国からのどういう説明で、2年半分なんていうのを受けておられるかということ。

それが1点と、それと例えば、高齢者が主に対象でありますので、その2年半の間に死去されるというケースも大いに出てくるわけですね。ですから、そういうのは関係なしに前渡しにしてしまうというシステムなのか。逆に、2年半の間に、例えば身体に障がいを持たれたりとか、これに該当してこられる高齢者も出てくるんですね、年度途中に。そういった方の場合は、もうこれの対象から外れるんですか。そのあたりの説明はどういうふ

うに受けておられるでしょうか。

○成富福祉総務課長

1番目の考え方については、6,000円掛け2足す3,000円ということで、そのような説明が国のほうからもあっているようでございます。

あと、高齢者の部分の亡くなったからということで返還するようなものではございませんで、基本、平成28年1月1日現在に生存されている方に出されるようになっております。それと、申請のときには生きていらっしゃるということが条件かと思えます。後でそれに該当したからといって追加になるようなものではございません。

○白倉委員

それで2年半分を一括して、そういうふうに途中で該当される方にとってはとても不利益な部分もありますよね。だから、それを国からどういうふうにこの事業として説明を受けておられるかというの、こういうふうに自治体はしてくださいという部分ですね。もちろんここには経済対策分とかなんとか書いてありますよ、文章では。何のためにこういうやり方をされるかということですね。

○成富福祉総務課長

まず、低所得者については、実務上の観点から、いずれかの時点において確定させる必要があるということで、先ほど申しました平成28年1月1日現在ということになっておるようでございます。

また、複数回に分けて支給することになるとその分新たに事務費が発生するため、2年半分を一括支給するという考えを示されておるようでございます。そのような状況でございます。

○重松委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑もないようでございますので、第119号議案の審査を終了いたしたいと思えます。

(「委員長」と呼ぶ者あり)

○蘭障がい福祉課長

済みません。ちょっと私の答弁で1カ所訂正がございます。

地域生活支援事業のところ、地域活動支援センターは今5カ所と申し上げましたけれども、済みません、これは実績型のタイプだけで5カ所でございます、全部では8カ所でございます。おわびして訂正させていただきます。申しわけございません。

○重松委員長

はい、わかりました。

それでは、以上で保健福祉部に関する議案の審査を終了いたしましたので、保健福祉部の職員の方は退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○重松委員長

それでは、委員の皆さんにお伺いいたしますけども、付託議案の審査のために現地視察を希望される方はいらっしゃいますか。

○白倉委員

御相談なんですけども、高木園は、外から行くことができれば。可能ならば、そう遠くはないので。だけど、それがちょっとね、施設の性質上……

○重松委員長

ああ、中まで入れんたいね。

○白倉委員

と皆さんの御意見と……。

(「研究会のときに、ちょっとやめてくださいと言いましたね」と呼ぶ者あり)

だから、その外見からでもね、だばっと団体でというのは、やっぱり中は意識されるだろうから、その辺も含めてどうかなという気もあったので。

(「前に1回あったんですけど、やめたんです」と呼ぶ者あり)

わかりました。

○重松委員長

じゃ、現地視察はないということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、そのようにいたしたいと思います。

それでは、次の委員会はあす12月15日木曜日9時じゃなくて10時ですから。10時に開会いたします。

以上で本日の文教福祉委員会を終了いたします。お疲れさまでした。